

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

## 「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」に基づく実務上の取扱い等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、四半期決算に係る適時開示について見直しを行い、また、本年3月期決算から国際会計基準（IFRS）の任意適用が認められたことに対応した上場制度の整備を行うほか、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きの実施を求めるなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うことといたしました<sup>1</sup>。

今般の規則改正について、上場会社の実務上特に留意すべき事項を中心に、下記のとおり実務上の取扱い等を取りまとめましたので、ご通知申し上げます。上場会社各位におかれましては、規則改正及び本通知の内容を十分にご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し

今般の規則改正を踏まえた実務上の取扱いについては、本年6月2日付け名証自規G第12号「四半期決算に係る適時開示の見直しに伴う新・「四半期決算短信様式・作成要領」の策定について」をご参照ください。

なお、「通期決算短信様式・作成要領」その他実務上の取扱い等については、四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、本年中を目途に別途通知することを予定しています。

### 2. 国際会計基準（IFRS）を任意適用する場合の実務上の取扱い

今般の規則改正において、IFRS任意適用会社が決定事実及び発生事実に係る適時開示を行う場合の軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとしました。また、IFRS任意適用会社が行う業績予想値の修正の適時開示については、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての業績予想値の修正を対象とすることとしました。

<sup>1</sup>平成22年6月29日付け名証自規第607号「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正等について」参照。

加えて、IFRS任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、IFRSと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとしたほか、IFRS任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとしました。

これらに関して、別添1「IFRSを任意適用した場合の適時開示、上場廃止・指定替え基準の取扱いについて」のとおり、実務上の取扱いをとりまとめました。

なお、IFRSを任意適用した場合の通期決算短信作成にあたっての留意事項については、別添2「IFRSを任意適用する場合の通期決算短信作成上の対応について」をご参照ください。

### 3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

#### (1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策に係る企業行動規範の新設

今般の規則改正において、上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが義務付けられるほか、当該事項の決定をした場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとするのが義務付けられます。

【適時開示等規則第38条の2】

これに関して、別添3「支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等について」のとおり、当該企業行動規範に係る実務上の取扱いをとりまとめました。

#### (2) 議決権行使を容易にするための環境整備に係る企業行動規範の見直し

今般の規則改正において、上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定しました。

【適時開示等規則の取扱い20(5)】

### 4. その他

#### (1) 適時開示に係る軽微基準の見直し

今般の規則改正において、上場会社が連結財務諸表提出会社である場合、連結ベースでの売上高等への影響額に応じて適時開示の要否を判断することといたしました。また、これに併せて、内部者取引規制上の軽微基準（単体ベース）に該当しない会社情報については、適時開示が必要であることを明確化いたしました。

【適時開示等規則の取扱い1(1)、(2)】

これらに関して、別添4「適時開示の軽微基準の見直しに係る実務上の留意事項について」のとおり、見直しの内容及び実務上の取扱い等の見直しを取りまとめました。

#### (2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し

今般の規則改正において、従来、上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」について、当取引所の定める諸規則の遵守等を確認する書類（確認書）に改めることとしました。また、当該確認書の提出時期については、新規上場時及び代表者の異動時に限ることといたしました。

これに関して、別添5「取引所規則の遵守に関する確認書に係る実務上の取扱いについて」のとおり、見直しの内容及び実務上の取扱い等の見直しを取りまとめました。

### **(3) 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書の提出要件の見直し**

上場会社が第三者割当を行う場合における「割当を受ける者と反社会的勢力の関係がないことを示す確認書」について、割当先のすべてが名証の上場会社又は取引参加者である場合は、当該確認書の提出を不要とすることとしておりますが、今般の規則改正において、上場会社又は取引参加者以外にも「当取引所が適当と認める者」については当該確認書の提出を不要とすることといたします。

なお、「当取引所が適当と認める者」については、国、地方公共団体又はこれらに準ずる者を想定しています。

【適時開示等規則の取扱い 10(1)a(g)】

以 上

**【本件に関するお問合せ先】**

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL : 052-262-3174 E-mail : syoken@nse.or.jp